

都留市のあけぼの

古代

都留郡は『延喜式』に記載されている甲斐国の四郡（山梨・八代・巨摩・都留）の一つで、「つる」の名称の起りについては、富士山の裾が萬のつるに似ていること、大昔から鶴の飛来地であったこと、古来渡来人が住んでいて、富士の原野を朝鮮語でつるとよんだことなどの理由をあげている。

都留郡は、当初七郷からなっていたが、都留市はそのうちの多良郷と賀美郷の一部にあたる。二郷の境界は今の鹿留を基準とし、桂川をもって境としたようである。都留郡の郡戸（郡役所のある所）は、時代により移動したことが推察されるが、『大日本地名辞書』によると、禾生の「古川渡」は「古郡渡」で、古代都留郡の郡家（郡役所）のおかれたところといわれている。

『正倉院文書』によると、天平宝字五年（七六一）都留郡散仕矢作部宮麻呂が「同国使として逃亡仕丁の替りを貢上するために上京した」とあり、また、『三代実録』によると、貞観一四年（八七二）都留郡の大領矢作部宅雄と少領矢作部毎世が連の姓を賜ったことが記されている。

中津森から谷村に館を移す——出羽守信有——出羽守信茂と続くが、信茂の天正一〇年（一五八二）三月、甲府善光寺で一族としてに、織田氏のために殺害された。

近世

小山田氏が滅亡した後の郡内の支配者は、めまぐるしく変わった。

天正一〇年秋、徳川家康の家臣鳥居元忠が都留郡一万八千石領主として在城、この間谷村館に手を加えて谷村城（平城）としての構えを整えたが、天正一八年（一五九〇）家康の関東（江戸城）入部にあたって、上総の矢作に移封となった。

天正一八年から羽柴秀勝家臣三輪近家が在城、同一九年から文禄二年（一五九三）まで加藤光泰の娘婿にあたる加藤光吉が在城、光吉の後、文禄二年浅野長政の一族浅野氏重が在城、同年勝山城の修復を計かり、家康の関東入部に対する秀吉の備えとした。

慶長六年（一六〇一）鳥居元忠の子成次が父の旧領一万八千石を賜わり在城、寛永八年（一六三一）成次の子成行が家督を相続したが、寛永九年徳川忠長の国除けの事件に家老としての責を負い領地を没収された。寛永一〇年（一六三三）秋元泰朝が上州総社より一

大領・少領は、郡の長官・次官で、郡司として都留郡の政治を司っていた。

矢作部は、矢を作って朝廷に貢納する部氏で、古くから伴造弓削連に属していた。都留郡の矢作部もはじめは部氏であったが、しだいに勢力を得て、やがて豪族となり、郡司の地位を獲得するに至ったものである。

中世

都留郡の地頭・守護であった小山田氏の祖は、関東八平氏の一つ秩父氏で、重弘の子有重の時、武蔵小山田荘（現町田市下小山田町）の荘官であった。

承久の乱（一二二一）に武田信光の配下に小山田太郎の名がみえるので、鎌倉時代にはその一族がすでに郡内に移っていたことが知られる。

『甲斐国志』では、その子小山田五郎行平（行重）を都留郡小山田氏の祖としている。

しかし、文献上明らかにするのは、都留郡中津森（金井）の小山田氏の菩提寺（創立明徳年間八一三九〇〜九三〇）の開基小山田富春からである。

都留郡小山田氏の系譜は、小山田富春—信友—信美—信実—信光—信長—弥太郎—越中守信有（天文元年

万八千石で谷村城主として転封し、谷村大堰を開削して産業を振興し、谷村城および城下町の威容を整えた。寛永一十九年（一六四二）泰朝の子富朝が家督を継いだ。富朝に男子がなかったため、戸田山城守忠昌（娘婿）の嫡男喬朝（知）を養子として迎えた。

喬朝は、明暦三年（一六五七）九歳で家督を継ぎ、元禄十二年（一六九九）老中となり、宝永元年（一七〇四）一二月、五万石で武州川越の城主として転封し、谷村城は廃城となった。

秋元氏の転封後の都留郡は甲斐藩主柳沢吉保、吉里のあずかり地となり、享保九年（一七二四）より甲斐国は一円天領化され、甲府勤番と三部代官の支配下となり、谷村には石和代官所の出張陣屋が置かれ、郡内の政治を司った。

近代

明治元年（一八六八）明治維新に当り、甲府に鎮守府を置き、同年一月改めて甲斐府を置き、明治二年七月甲府県と改め、谷村には新たに支庁が置かれて明治六年五月まで続いた。同四年一月二〇日山梨県と改称され現在におよんでいる。

明治五年一月一八日、県下四郡を八十区に分け、都

留郡は一二区に編成された。各区に戸長、副戸長二名が置かれ、県政の下部組織が確立された。同年一〇月に各正副区長を選挙し、名主、長百姓を廃して各村に正副戸長を選挙により置いた。

しかし、行政事務上の取扱いが不便のため、町村合併の指令が政府によって出されたが、明治五年にはわずかに合併数は二件であった。

明治八年、上谷村・下谷村が合併して谷村となり、三吉村、開地村、宝村、禾生村、盛里村、桂村が誕生した。

明治九年一〇月に区制が改正され、県下の区画を三四区とし、谷村、三吉、盛里、開地、道志、秋山の各村は第三二区に、宝、禾生、桂の各村は三三区に編入された。

明治一一年七月に郡区町村編成法が制定公布され、同一二月一九日郡画を制定し、山梨県全管四郡を分けて九郡とした。この時都留郡は南・北都留郡に分かれ、谷村に南都留郡役所が設置され、郡長が配属された。

これが郡制および町村制施行の前提で、制度へのさきがけであった。

明治一二年府県会規則、町村会法によって県会、町村会を創設し、県民の県政および町村民が町村の公務

に直接参与できることになった。

明治一二年四月一七日市町村制が公布され、同一二年六月二六日に施行され、ここにはじめて市町村の完全な自治制が認められることになった。

明治二六年五月桂村が分離して東桂村・西桂村となり、明治二九年三月谷村は町制を施行し谷村町となり昭和一七年四月には三吉村・開地村が谷村町と合併した。

谷村町は大正一一年に上水道の竣工、大正一二年から町営電気供給事業の開拓、発電は「三ノ丸」の家中川を利用した。昭和九年公益質屋開業、昭和二三年谷村町警察署設置、甲府地方裁判所谷村支店ほか多くの官公庁の設置があり、郡内地方の中心的役割りを果たしてきた。

昭和二八年一〇月一日町村合併促進法が施行され、谷村町を中心とする一町四ヶ村（谷村町、東桂、宝、禾生、盛里村）が県の勸奨と地元民の要望により、昭和二九年四月二九日、人口三万一千九〇人で都留市が誕生した。合併直後から地場産業である織物の振興をはかり、精密機械等の工場誘致を積極的に進めて成功し、さらに昭和三五年には公立都留文科大学を開設し大学を中心とした文教都市として着実に進展している。